

愛知学院大学薬学部試験要領

第1条 目的

本要領は、愛知学院大学学則第36条及び愛知学院大学薬学部履修要領第8条の規定に基づき、薬学部の試験に関することを定める。

第2条 試験の種類

- (1) 薬学部の試験の種類は、定期試験、共用試験、卒業試験、追試験及び再試験とする。
- (2) 担当教員が必要と認めるときには、前項の規定のほか特別に試験を実施することができる。

第3条 定期試験

- (1) 定期試験とは、各学期の授業終了後に当該授業科目を履修した者を対象に行う試験をいう。
- (2) 実習に関する授業科目は、定期試験を実施しないことがある。

第4条 共用試験

共用試験とは、4年次以降の学外実務実習に向けて基礎学力を評価するために、4年次の事前実務実習(医療薬学実習Ⅲ)終了後に行うCBT及びOSCE試験をいう。

- (1) CBT(Computer Based Testing)試験とは、コンピュータを用いた知識評価のための多肢選択型試験である。
- (2) OSCE(Objective Structured Clinical Examination)試験とは、実務技能や態度を評価するための客観的臨床能力試験である。

第5条 卒業試験

- (1) 卒業試験とは、6年次秋学期の総合演習Ⅲ・Ⅳにおいて行う試験をいう。
- (2) 卒業試験において合格に達しなかった者は特別試験を行い、その結果で合否判定する。
- (3) 必要に応じて、秋季卒業試験を行う。

第6条 追試験

- (1) 追試験とは、定期試験を病気等の正当な理由によって欠席した者のうち、届け出のあった者に対して行う試験をいう。
- (2) 追試験の評価は、A、B、C、D、Eとする。
- (3) 追試験を希望する者は、追試験科目1科目につき2,000円(ただし、公欠等は除く)と理由を明らかにする証明書を添えて、定められた期日までに追試験願書を提出しなければならない。
- (4) いったん納入した受験料はいかなる事由があってもこれを返付しない。

第7条 再試験

- (1) 再試験とは、定期試験ではH判定で届出のあった者に対して、共用試験では再試験該当者と認められた者に対して行う試験をいう。
- (2) 再試験の評価は、C、D、Eとする。
- (3) 再試験の追試験は、原則として行わない。
- (4) 再試験を願い出る者は、再試験科目1科目につき2,000円を添えて、定められた期日までに再試験願書を提出しなければならない(ただし、共用試験は除く)。
- (5) いったん納入した受験料はいかなる事由があってもこれを返付しない。

第8条 受験失格者

- (1) 講義に関する授業科目は全講義実施回数の3分の2以上、実習に関する授業科目は全授業実施回数の4分の3以上出席しなければ失格となり、受験資格を失う。
- (2) 受験失格者を試験の前日までに発表する。

第9条 受験時の注意

受験に関する注意事項は、試験についての不正行為に関する内規に定める。

第10条 本要領の改廃

本要領の改廃は薬学部教授会で行う。

附則 本要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 本要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則 本要領は、平成28年4月1日から施行する。